

令和6年度埼玉県高等学校等奨学生事務処理要領

◆ ◆ 家計急変申請用 ◆ ◆

○ 本奨学生制度では、令和6年1月以降に、保護者の死亡、失職、退職、転職、離別等により収入が減少した者(家計急変)を対象に、奨学生を随時募集します。

1 制度の趣旨

この制度は、高等学校等に在学する生徒のうち、学習意欲がありながら経済的理由により修学が困難な生徒を対象として、奨学生を貸与する制度です。

2 埼玉県高等学校等奨学生制度の仕組

申請者(生徒)の申請及び校長の推薦に基づき、県で審査を行います。貸与資格が認定された申請者は、埼玉りそな銀行と契約を結び、奨学生の貸与を受けます。貸与を受けた奨学生は、高等学校等を卒業後に必ず返還しなければなりません。

3 奨学生の募集時期について

毎年4月に奨学生の募集を行います(当初募集)。

ただし、当初募集以降に、保護者の死亡、失職、退職、転職、離別等により収入が減少した者(家計急変)を対象として、奨学生の募集を随時行います。

4 家計急変申請の対象となる生徒について

以下の(1)~(3)の全ての要件に該当し、令和6年1月以降に家計の急変等で修学が困難になった方が対象です。

- (1) 高等学校等に在学すること
- (2) 保護者が埼玉県内に居住していること
- (3) 品行方正であって、学習意欲があり(注1)、経済的理由により修学が困難(注2)であること

(注1) 学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が良好な者として在学する学校の校長から推薦を受ける必要があります。

(注2) 世帯の道府県民税所得割額・市町村民税所得割額の合算が別に定める基準額以下である必要があります。ただし、令和6年度の道府県民税所得割額・市町村民税所得割額の合算が所得基準を超えている場合であっても、家計急変の事情を証明する書類に基づき、県にて再計算のうえ審査を行います。

5 申請手続の流れ

(1) 家計急変の対象者がいる場合、財務課まで直接相談するよう御案内ください。

《該当する事由等》

○ 家計急変の事由(保護者の死亡、失職、退職、転職、離別等)

(2) 問合せの結果、対象者に該当する場合、申請書類一式を学校へ送付しますので、申請者へお渡しください。

(3) 申請者から県へ申請書類等が提出されましたら、推薦調書作成依頼を学校へ送付いたします。作成後、財務課へ提出してください。

※ 申請の時期によって貸与月数が異なります。

- ・令和6年9月2日(月)(必着)までに提出された場合⇒12か月分を一括貸与
- ・令和6年9月3日(火)以降に提出された場合⇒6か月分を一括貸与

(4) 申請状況によっては、認定結果の通知が10月以降になる場合もあります。

※ 令和7年4月以降も貸与を希望する場合は、改めて申請が必要です。

6 提出期限 令和7年2月28日（金）（必着）

※ 家計急変後、提出期限内であれば隨時申請することができます。

※ 書類の提出時期により、貸与される奨学金の月数が異なります。

7 提出先

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県教育局教育総務部財務課 授業料・奨学金担当

電話 048(830)6652

8 その他

- 申請者が休学・退学等した場合など、奨学生の要件を満たさなくなった場合には、貸与資格が取り消されます。すみやかに担当まで御連絡ください。